３．　法第５条第１項から第４項までの規定に基づく開示の状況に関する事項※5

（１）利用者に開示した提供条件の内容

◆（２）法第５条第３項及び第４項の規定に基づき開示された事項その他同条第１項から第４項までの規定に基づく開示の状況に関する事項

＝＝＝＝＝＝

（記載上の注意）

５．(1)「（１）利用者に開示した提供条件の内容」

・「利用者」は、特定デジタルプラットフォームを利用するものに限る。

・前年度の末日時点の数値を記載すること。

(2)「（２）法第５条第３項及び第４項の規定に基づき開示された事項その他同条第１項から第４項までの規定に基づく開示の状況に関する事項」における「法第５条第３項の規定に基づき開示された事項」については、法第５条第３項各号に掲げる事項それぞれについて、主な類型及び当該類型ごとの開示の例、第９条第１項各号及び第２項に掲げる場合における同条第１項各号及び第２項各号ごとの主な類型及び当該類型ごとの例について任意に記載すること。

(3)「（２）法第５条第３項及び第４項の規定に基づき開示された事項その他同条第１項から第４項までの規定に基づく開示の状況に関する事項」における「法第５条第４項の規定に基づき開示された事項」については、法第５条第４項各号に掲げる事項それぞれについて、主な類型、当該類型ごとの開示の例及び実際に設けた事前通知の日数の例、第12条各項各号に掲げる場合における同条各項各号ごとの主な類型及び当該類型ごとの例について任意に記載すること。

４．　法第７条第１項の規定に基づき講じた措置に関する事項※6

（１）特定デジタルプラットフォーム提供者が商品等提供利用者との間の取引関係における相互理解の促進を図るために講ずべき措置についての指針（令和３年経済産業省告示第16号。以下「告示」という。）２．１に示された方向性を実現するために講じた措置の具体的な内容及び当該措置が当該方向性を実現する上で適切かつ有効なものと考える理由

①告示２．１．１①及び２．１．２①に関する事項

②告示２．１．１②及び２．１．２②に関する事項

③告示２．１．１③及び２．１．２③に関する事項

（２）告示２．２に示された方向性を実現するために講じた措置の具体的な内容及び当該措置が当該方向性を実現する上で適切かつ有効なものと考える理由

①告示２．２．１①及び２．２．２①に関する事項

②告示２．２．１②及び２．２．２②に関する事項